

ルールの理論

－ 多元的制度論の試み（3）－

村上直樹

要旨：制度は一元的な存在ではなく、制度体、制度的相互行為、ルール、複合的制度のいずれかの形態を持つ多元的な存在である。制度に関する理論を十全な形で構築するには、まずこの四つの制度のそれぞれについて、その存在形態の内実や生成過程を明らかにしなければならない。我々は、すでに制度体と制度的相互行為については、そうした作業を行った。本稿では、ルールという制度を取り上げ、同様の作業を行いたい。以下が本稿で行われる実質的な作業である。まず最初に、ルールの本体が意味ではなく、言語であることを指摘する。ついで、ルール固有の拘束力とはどのようなものか、またルールはなぜそうした拘束力を持っているのかを明らかにする。さらに、ルールの三つの類型——規範的ルール、定義的ルール、手続き的ルール——が、それぞれどのようなものであるのかを説明する。そして、法とルールの関係、制度体のデザインとルールの関係、制度的相互行為のスクリプトとルールの内実について論じ、最後にルールの機能と生成過程がそれぞれどのようなものであるのかを示す。

はじめに

社会とはどのようなものか。社会はどのように変化していくのか。これらは、社会学にとってもっとも基本的な問いである。社会学は、これらの問いに対して体系的な答を呈示する責務がある。そして、これまで数多くの社会学者が制度の探究を通して、これらの問いに答えようとしてきた。制度論という形で、社会の編成原理や変動過程を説明する社会理論を構築しようとする試みが、社会学では続けられてきたわけである。

しかし、これまでの社会学の制度論には少なからぬ問題点がある。その中でも一番大きな問題点は、これまでの制度論が制度を一元的に理解しようとしていることである⁽¹⁾。制度は一元的な存在ではない。企業、中央省庁、取引、選挙、法律、就業規則、資本主義、司法制度。これらは、いずれも制度の具体例であるが、すべて同じ存在形態を持っているわけではない。制度は四つの存在形態——制度体、制度的相互行為、ルール、複合的制度——を持つ多元的な存在である。そして、この四つの制度の具体例をそれぞれ列挙すると次のようになる。

制度体——企業、中央省庁、地方自治体、裁判所、軍隊、学校、宗教団体、市民団体等。

制度的相互行為——取引、贈与、会議、選挙、法廷での審理、パーティ、試合、遊戯等。

ルール——法律、政令、省令、条例、条約、就業規則、学則、しきたり、礼儀作法等。

複合的制度——国家、資本主義、封建制、社会主義、司法制度、教育制度、民主主義等。

一般的に制度とみなされているものは、この四つのいずれかに該当する。そして、この四つの制度はそれぞれ異なる本質を持っている。よって、制度の研究は、まずこの四つのそれぞれについて、その存在形態の内実や生成過程を明らかにしなければならない。そうした作業を、我々は「多元的制度論」と呼んでいる。我々は、すでに制度体と制度的相互行為については、

本誌の第20号と第21号において、その存在形態の内実や生成過程を明らかにする作業を行った。本稿では、ルールについて、同様の作業を行いたい⁽²⁾。

以下が本稿の構成である。まず、1では、ルールの本体が意味ではなく、言語であることを指摘する。2では、ルール固有の拘束力とはどのようなものか、また、ルールはなぜそうした拘束力を持っているのかを明らかにする。3では、ルールの三つの類型——規範的ルール、定義的ルール、手続き的ルール——が、それぞれどのようなものであるのかを説明する。4では、法イコールルールという図式が全面的に正しいわけではないことを指摘する。5では、制度体のデザインがルールではないことを確認する。6では、制度的相互行為のスク립トに関する補足説明を行う。そして、7と8では、ルールの機能と生成過程がそれぞれどのようなものであるのかを示す。

1. 言語としてのルール

制度体の本体は経験的世界の外部に位置する信憑存在であり、それを直接的に観察することはできない（「制度体の理論」本誌第20号参照）。これに対して、制度的相互行為は相互行為そのものであり、経験的世界の中に直接的に観察することができる（「制度的相互行為の理論」本誌第21号参照）。では、ルールはそもそもどのような存在なのだろうか。端的に言えば、ルールの本体は言語そのものである。制度体は信憑存在であり、制度的相互行為は経験的な相互行為であり、ルールは言語そのものである。このように制度は多元的な存在形態を持っているのである。

ただ、ルールを言語とみなすことに対しては、盛山和夫によって異議が唱えられている。盛山制度論においては、制度体という制度の本質は意味であるが、ルールという制度の本質も意味である。正確に言うと、盛山制度論では、制度一般の本質は意味であり、その制度の類型として制度体やルールが考えられているのである（盛山1995：243-245）。そして、言語には意味としての制度を表象する手段（記述のための用具）という役割しか与えられていない。つまり、ルールを表現する文言といったものは確かに存在するが、それはルールそのものではない。ルールとは言語から独立した意味であって、言語はそれを表象 represent しているだけだというわけである（盛山1995：234-236）。盛山制度論に従えば、法律の条文そのものはルールではない。法律の条文はある意味（の体系）を表象しており、法律の条文に先立って存在するその意味（の体系）がルールなのである。

さて、盛山の議論が、言語を意味の表象記号とみなす考えに依拠していることは間違いないだろう。盛山自身、「現代の言語学が示すように、言葉とは何よりもまず概念の表現手段」であると明言している（盛山1995：235）。（「概念」は盛山制度論では「意味」と同義である⁽³⁾。）しかし、「制度体の理論」（本誌第20号）でも指摘したように、意味を独立した実体と考えることには批判が寄せられているし、言語を実体的な意味の表象手段とみなす考えに対してもこれまで数多くの論者によって異議が唱えられてきている。ソシュールに由来する「言語の非記号性」に関する議論（丸山1981：195-199, 243-247）や大森荘蔵の「無—意味」論（大森1976：103-176）などがその代表と言えよう。それらの議論によると、確かに言語は有意味であるが、それは、言語が言語から独立して存在する意味なる実体を表象しているからではない。「コトバはコトバ以外の何かを指し示す標識ではない。コトバはコトバ自身の中に意味を持つ、換言

すれば、《言語記号 *signe linguistique*》は、同時に表現であり意味であって、その限りにおいては自らと別のものを表現する他の一切の記号と本質的に異なるものなのである。」(丸山 1981: 195) 言語を実体的な意味 = 概念の表象手段であるとみなす考え方への批判に対して、盛山がどのような見解を持っているのかはわからないが、我々は、言語と意味に関する盛山の議論を受け入れることはできない。

言語はそれから独立した実体的な意味の表象手段ではない。そもそもそのような意味は存在しない。よって、言語によって表象される意味(の体系)としてのルールなるものも存在しない。ルールは言語(正確には言語的記述)そのものである。条文という言語的記述によって表象された意味(の体系)が法律というルールなのではなく(そもそもそのようなものは存在しない)、条文という言語的記述そのものが法律というルールなのである。

なお、法律というルールは通常文字化されているが、すべてのルールが文字化されているわけではない。例えば、「一般職の社員は残業しても七時半までは残業専用のタイムカード機を押してはいけない」とか「大学教師が他の大学に移る場合、自分の後任人事に口出しをしない」といったルールは文字化されていない。しかし、文字化されていないからといって、そうしたルールが言語ではないということにはもちろんならない。それらは、あくまでも「一般職の社員は残業しても七時半までは残業専用のタイムカード機を押してはいけない」、「大学教師が他の大学に移る場合、自分の後任人事に口出しをしない」という言述なのである。

2. ルールの拘束力とルール存立の根底

さて、ルールは言語であるが、当然のことながらどのような言述でもルールになるわけではない。ルールとは拘束力を持った言述である。「日本国民はユニセフに毎年二万円の募金をしなければならない」という言述は、ルールではない。なぜなら、この言述は拘束力を持っていないからである。これに対して、例えば、「満一五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為をしてはならない」という言述は、現代日本においてルールである。この言述は、現代日本において間違いなく拘束力を持っている。

ただ、これも当然のことながら拘束力を持った言述はすべてルールであるというわけではない。ある特定の拘束力を持った言述がルールなのである。では、ルールが持つ特定の拘束力とはどのようなものだろうか。

拳銃強盗の例を考えてみよう(これは法の命令説を批判するにあたって、H. L. A. ハートが使用したこともある例である)。A が B に拳銃をつきつけて「金を渡せ。渡さないなら撃つぞ」と脅したケースにおいて、A が発した「金を渡せ」という言述は B に対して拘束力を持つであろう。しかし、明らかに A が発した「金を渡せ」という言述は、ルールではない。「金を渡せ」は、金を渡すという行為を行うよう B を拘束するが、「金を渡せ」が持っている拘束力は、ルールが持っている拘束力とは異なる。ルールが持っている拘束力は、命令の言述が持っているような拘束力とは異なるのである。「金を渡せ」が B に対して拘束力を持つのは、B がこの命令に従わなければ、A が B に対して高い確率で苦痛や害悪を与える可能性があるからである。これに対して、ルールがある特定の人々に対して拘束力を持つのは、そのルールを発した主体が、そのルールに従わない人々に対して高い確率で苦痛や害悪を与えるからではない。ルールを発した主体が、そのルールに従わない人々に対して苦痛や害悪を与える可

能性があるかないかということとは無関係にルールは拘束力を持つ。ルールを発した主体による威嚇とは無関係にルールは拘束力を持っている。ルールの拘束力は、それを発した主体による威嚇とは無関係に発生する拘束力である。

なお、以上のような見解に対しては、おそらく次のような異論が出されるだろう。「ルールに従わない者に対しては、通常、何らかの形でサンクションが加えられる（サンクションを加える主体は、ルールを発した主体であるとは限らず、様々であるが）。そして、人々がルールに従っているのは、このサンクションを受けるのを避けるためである。よって、ルールを破った場合に苦痛や害悪を受ける可能性があるかないかということがルールの拘束力と無関係ということはない。ルールを破った場合にはサンクションが加えられるということがルールの拘束力の源泉である。」このような見方は一見正しい。しかし、サンクションの予期によって生じる拘束力は、ルール本来の拘束力とは別物である。そのことを以下に説明しよう。

ルールは拘束力を持っている。ただ、その拘束力にもかかわらず、ルールに従わない人々も存在する。例えば、「満一五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為をしてはならない」というルールが存在するにもかかわらず、またこのルールに従わなければならないことを知っているにもかかわらず、あえて一四歳の児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為を遂行する人々もいるだろう。さらに、そのような行為を行う誘惑にかられているが、踏み止まっている人々もいるだろう。そして、ここで問題にしたいのは、後者の人々である。これらの人々は、なぜ、踏み止まっているのだろうか。それは、上記のルールを破ればサンクションを加えられる可能性が高いことを知っているからである。本当は、ルールを破りたいが、サンクションが加えられる可能性が高いと予測しているから、ルールに従っているのである。サンクションの予期によって生じる拘束力とは、ルールを破りたいと思っている人々が実際にルールを破ってしまうことを防止する力である。それは、ルール本来の拘束力とは別物である。

ルールを破った場合に苦痛や害悪を受ける可能性があるかないかということとは無関係に、ルールは拘束力を持っている。ただ、ルールが拘束力を持っているにもかかわらず、ルールを破ろうとする者は常に存在する。ルールを破った場合のサンクションの予期によって生じる拘束力は、このような者によるルール破りを防止する力である。そして、その拘束力をルール本来の拘束力とみなすことはできない。

また、ルールの拘束力は、何らかの行為の遂行を禁止したり、義務づけたり、許可したりする力に限定されるものではない。3で説明するが、ルールには、ある特定の事態、出来事、現象、行為、事物、制度、役柄、身分などがどのようなものであるのかを定義するものやある特定の事態、出来事、現象を成立させたり、ある特定の行為を遂行するには、どのような手続きが取られなければならないのかを定めるものもある（このようなルールの類型は盛山和夫によって示されたものである。我々は、ルールを意味（の体系）とみなす盛山の考えには同意しないが、盛山によって示されたルールの類型は適切なものであると考える）。そして、これらのルールも拘束力を持っている。すなわち、人々は、これらのルールによって示された定義や手続きに無条件に従わなければならない。こうした一定の定義や手続きに人々を従わせる力もルールの拘束力である。

まとめよう。ルールの拘束力とは、何らかの行為の遂行を禁止したり、義務づけたり、許可したりする力、あるいは一定の定義や手続きに人々を従わせる力である。そして、こうしたルー

ルの拘束力は、そのルールを発した主体が「このルールに従わないと何らかの苦痛や害悪を与えるぞ」と威嚇することによって生じたものではないし、また、ルールに従わない場合に与えられるであろうサンクションの予期によって生じたものでもない。

では、どのような言述がこのような拘束力、すなわちルール固有の拘束力を持つのだろうか。言いかえると、なぜ、ルールという言述はルール固有の拘束力を持っているのであろうか。この問いに答える上で直接参考になるのが、法の拘束力をめぐってこれまで行われてきた議論である。法は、ルールの一例であるが、この法の拘束力の解明は法学、とりわけ法哲学の中心的課題であり続けてきた。ここでは、法の拘束力をめぐる議論、中でも特に現実主義の立場からの議論を要約し、それを手がかりにして、前記の問いに答えることにしたい。

法の拘束力の解明は、伝統的には、二つの立場から行われてきた。一つは自然法論の立場であり、もう一つは法実証主義の立場である。自然法論によると、法の拘束力とは人間の心の中に入り内面から人間を縛る力であり、この力は法に客観的に付着している法の本質的な属性である。そして、この法の拘束力の根拠は社会契約に、社会契約の拘束力の根拠は自然法に、自然法の拘束力の根拠は人間の本性に求められるという（佐藤 1990：105-107）。これに対し、法実証主義は、法の拘束力を触知可能な社会的事実還元しようとする。例えば、ジョン・オースティンの法の命令説は、法の拘束力を法の外部にある主権者の威嚇や脅迫といった実体的な社会関係に、リアリズム法学は、裁判所の判決の予測という確率的事実に還元しようとしている（佐藤 1990：107；橋爪 1985：103-104）。

ここで、この二つの立場に関して詳細な検討を行う余裕はないが、いずれも法の拘束力の説明としては問題があるように思われる。まず、法の拘束力を、自然法論の言うように法の本質的な属性とみなすことはできないだろう。もし、法の拘束力が、法に客観的に付着している法の本質的な属性であるとするならば、いかなる場合においても、法は拘束力を持ち人間を内面から縛るであろう。しかし、法が法として認知されていない場合には、その法は拘束力を持たない。人が、「これこれの状況においては、しかじかの行為をなさねばならない」という法律の条文にふれたとしても、その言述を法律の条文として受け取らない限りは、その条文は拘束力を持たない。もし、法の拘束力が法そのものに客観的に備わっているものならば、人がたとえ法律の条文と認知しなくてもその条文は人に対して拘束力を持つはずである。しかし、実際にはそうではない。法の拘束力は法に客観的に付着している法の本質的な属性ではないからである。

法の拘束力を触知可能な社会的事実還元しようとする法実証主義については、これまで次のような問題点が指摘されてきた。まず、法の拘束力は永続的なものであるが、この永続性は、威嚇や脅迫によっては保証されない。また、威嚇や脅迫、あるいは裁判所の判決の予測といった社会的事実によっては、「法を守らねばならない」という法的責務の観念の出現が説明できない（橋爪 1986：229）。（さらに付言すれば、すでに我々が指摘したように、「苦痛や害悪を与えるぞ」と威嚇することによって生じる拘束力やサンクションの予期によって生じる拘束力は、ルール本来の拘束力とは別物である。よって、法の拘束力を法の外部にある主権者の威嚇・脅迫や裁判所の判決の予測に還元しようとする法実証主義は、法というルールの拘束力の説明としては不適切である。）

さて、以上のように、自然法論と法実証主義は法の拘束力に関する説明としては、いずれも難点を抱えているわけだが、佐藤節子は、このいずれとも異なる視点——現実主義の視点——から法の拘束力に関する説明を行っている。以下にその説明を要約しよう。佐藤の説明がまず

注目するのは、法案が法に転化する過程である。この過程において、もっとも重要な変化は、同じ文言がそれ以前には持っていなかった拘束力を持つようになるということである。国会で審議中の法案は最終草案にいたっても拘束力を持つことはない。ただ、その法案が憲法及び国会法の立法手続きを経て可決されると、それは法に転化し拘束力を持つようになる。最終草案と国会の各院における議決を経て成立した法の間には、文言の上での相違はまったくないのにもかかわらず、後者は、前者が持っていない拘束力を取得するのである（佐藤 1990：108）。

では、この変化はどのようにして起きるのであろうか。法案が可決されると、拘束力という実体的な力がどこからともなくやってきて、その文言に宿るのであろうか。しかし、それではオカルトである。佐藤によれば、拘束力の生起という変化は、人々の思考・心理の平面における変化に由来する。国会で法案が可決される時、人々はそれが拘束力を持ったと考える。その思考の変化が法案の文言に拘束力をもたらすのである。つまり、法の拘束力は、法に付着している客観的な属性ではなく、人々の主観的な観念なのである。「この文言は国会で可決され拘束力を持った」という思考上の出来事がなければ、法の拘束力は生じない。人々が法に拘束されるのは、その法自体に拘束力が宿っているからではなく、人々が「この文言は法としての拘束力を持っている」と主観的に考えるからなのである（佐藤 1990：109）。また、法の拘束力の観念は主観的ではあるが、個人的なものではない。それは、一定集団内の人々の間で成立するいわば間主観的な観念である（佐藤 1990：109）。

さて、以上のように法の拘束力は法の客観的な属性ではなく、間主観的な観念なのであるが、それでは、一定の手続き、形式を踏んだ文言は拘束力を持つという間主観的な観念はなぜ生じるのであろうか。佐藤によると、「それは一定集団内に住む人々がその中で機能している憲法に対する尊重の念を有していることによる」（佐藤 1990：110）。言いかえると、人々が「憲法に従うことは正しく、そこに記されている手続きによる立法には従わなければならないという観念」（佐藤 1990：110）を持っているからである。

佐藤の法の拘束力に関する説明の要点は、拘束力は間主観的な観念であり、その観念は憲法に規定された手続きを踏む——正確には誤りなく踏んだと考えられる——ことによって生起するということである。そして、これが「現実に即した拘束力の説明」とであるとされる（佐藤 1990：121）

本稿は佐藤による現実主義の視点からの説明を大筋において了承する。ただ、ここで佐藤の見解に若干の修正と補足を加えたい。まず、佐藤が指摘するように、国会で法案が可決されると、人々はその法案の文言が拘束力を持ったと考えるようになるが、これは、基本的には、その法案の文言が法として認知されるようになったからである。つまり、法として認知される文言が拘束力を持つと考えられるのであり、国会で可決された法案の文言が拘束力を持ったと考えられるのは、その文言が法として認知されるようになったからである。であるから、ある文言が憲法及び国会法の立法手続きを経て可決されていなくても、それが人々によって法として認知されれば、その文言は拘束力を持つとみなされてしまうだろう。人々は、個々の法が本当に憲法や国会法の手続きに従って可決されたのかどうかを常に確認しているわけではない。ただ、確認しなくても、ある文言を法として認知することは十分にあり得る。（例えば、信頼できる知人に「これは法だ」と言われた場合など。）そして、その場合には、その文言は法としての拘束力を持つとみなされるのである。要点は、一定の手続きを踏んでいるかどうかではなく、法として認知されるかどうかなのである。（もちろん、一定の手続きを踏んでいることが

確認されれば、確実に法として認知されるわけであるが。)

また、法として認知された文言が拘束力を持っていると考えられる事態の根底には、「世界には人々が無条件に従うべき法というものが存在している」という間主観的な了解がある。この了解のもとに、ある文言が法として認知されれば、その文言は拘束力を持つとみなされる。法と認知される文言が拘束力を持っているとみなされるのは、それが無条件に従うべき法の一つであると認知されているからである。そして、もし上記の了解がないとするならば、いかなる法——憲法も含めて——も成立することはないだろう。

では、ここでルール一般の問題に立ち返ることにしよう。我々は、法の拘束力に関する上記の説明は、ルール一般の拘束力の説明としても妥当すると考える。すなわち、ルールがそれ固有の拘束力を持ち得るのは、それがルールであると認知されているからである。言述は拘束性を獲得してルールとなっていくのではない。ルールと見なされるから拘束性を帯びるのである。そして、言述がルールとみなされる契機としては様々なことが考えられる。例えば、一定の手続きを経てルールとして承認されたことが確認されれば、間違いなくルールとして認知されるだろうが、単に駅の柱に「整列乗車にご協力ください」と書いてあるだけで、それがルールとして認知されることもあるだろう。

また、ルールとして認知された言述がルール固有の拘束力を持つにいたる事態の根底には、「世界には人々が無条件に従うべきルールというものが存在している」という間主観的な了解がある。この了解のもとにある言述がルールとして認知されれば、それはルール固有の拘束力を持つようになるのである。そして、この了解は非常に強固なものである。ちなみに、世界には通常ルールとみなされている言述をルールとみなさない人々も存在する。しかし、そのような人々も「世界にはルールというものが存在する」という了解は間違いなく持っており、自らがルールとみなす言述には従っているのである。

発達心理学が教えるところによると、「世界には従うべきルールというものが存在する」という了解は、就学前のかなり早い段階において獲得される。もちろん、子供たちは、ただちに成人のようなルール理解に到達するわけではない。小学校低学年までの子供たちは、「～～するな」といった禁止の形のルールしかルールとして認めていない(木下 1990: 143)。しかし、親や大人たちによる単なる禁止とは区別されるルールというものが存在するということが、就学前の時点ですでに了解されているのである。それどころか、特定の空間(例えば保育園)だけにおいて従うべきルールと常に従うべきルールの識別も二歳半ほどの子供によってなされているのである(Smetana 1993=1995: 159)。そして、推定するに、「従うべきルールというものが存在する」ということは、直接的に子どもたちに教えられるのではない。大人たちがいきなりルールというものの概念を子どもたちに教えるとは考えにくいからである。「ルールというものが存在する」という了解が獲得される以前に、子どもたちは例えば「～～するな」という形の個々のルールを教えられるはずである。それは、最初親や大人による単なる禁止として受け止められるだろう。ただ、その禁止の理由が親や大人の意志に由来するのではなく、それがルールであることによるということがやがて理解されるだろう。その時点で、「世界には従うべきルールというものが存在する」という了解が獲得されたことになるのである。個々のルールが習得されていくことを社会化の過程の一環であるとするならば、そのような社会化の過程の初期の段階において、「世界には従うべきルールというものが存在する」という了解が獲得されることが、個々のルールの習得にもまして重要であると我々は考える。なぜなら、そのよ

うな了解が間主観的に広く共有されていなければ、個々のルールがルールとして存立しないからである。

ここで、もう一度最初の問いに端的に答えておこう。ルールはそれ固有の拘束力を持った言述であるが、ルールはルールとみなされることによってその拘束力を持っている。言いかえると、ルールとみなされるようになった言述がルールとしての拘束力を持つことになるのである。そして、このような事態を成立させているのは、「世界には従うべきルールというものが存在している」という間主観的な了解である。

3. ルールの類型——規範的ルール・定義的ルール・手続き的ルール

ルールとして一般的に人々の念頭に浮かぶのは、「～してはいけない」とか「～してもよい」といったタイプの規範的なルールであろう。しかし、盛山和夫も指摘するように、「ルールとは決して行為を禁止したり、許可したりするだけのものではない」（盛山 1995：168）。例えば、「少年」とは、二十歳に満たない者をいい、「成人」とは、満二十歳以上の者をいう」といった少年法の条文や「著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」といった著作権法の条文はルールであるが、特定の行為を禁止したり、許可したりしているわけではない。ルールの中には、規範的なルールとは異なるルールも存在するのである。そして、規範的なルールとは異なるルールとして、盛山は、定義的ルール及び手続き的ルールの二つを挙げている（盛山 1995：232, 245）。先に述べたように、我々は、ルールを意味（の体系）とみなす盛山の考えには同意しない。ただし、ルールを規範的ルール、定義的ルール、手続き的ルールの三つに区分する盛山の見解には同意する。このルール区分は適切なものであり、本稿でもこの区分を援用することにしたい。以下、この三つのルールがそれぞれどのようなものであるのかを説明する。

①規範的ルール

規範的ルールの代表は、特定の行為を禁止したり、許可したりするものだが、規範的ルールはそれだけにはとどまらない。本稿では、「規範的」という言葉を、盛山と同じように、「権利、義務、許可、禁止、正当、不当、資格、権能」（盛山 1995：168）のすべてに関わる広義の意味合いで使用。よって、規範的ルールには、次のようなものが含まれることになる。a. 特定の主体がどのような権利、義務を有しているのかを規定したルール、b. 特定の主体による特定の行為の遂行を許可したり、禁止したりするルール、c. 特定の主体による特定の行為の遂行を正当であるとみなす、あるいは不当であるとみなすルール、d. 特定の主体に特定の行為を遂行する資格や権能を与えるルール。

なお、ここで言う「特定の主体」には、個人のみならず制度体も含まれている。例えば、「嫡出でない子の出生の届出は、母がこれをしなければならぬ」（戸籍法第五二条の②）というルールは、個人がどのような義務を有しているのかを規定した規範的ルールだが、「日本銀行は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めなければならない」（日本銀行法第三条の2）というルールは、制度体がどのような義務を有しているのかを規定した規範的ルールである。

ところで、規範的ルールは、特定の主体による特定の行為の遂行を許可・禁止したり、特定の主体による特定の行為の遂行を正当・不当であるとみなしたりするわけだが、こうしたルー

ルは当該の行為の遂行の際に必ずしも主体によって意識されているわけではない。例えば、目上の人と敬語で話す場合、「目上の人と話す場合は、敬語を使わなければならない」というルールは必ずしも個人によって意識されているわけではない。廣松渉も指摘するように、規範的ルールを意識することなく特定の行為が遂行され、「それでいて、第三者的にみると、ないしは本人が反省してみると、その行動の在り方が一定のルールに則ったかたちのものになっている」（廣松・野家 1982：155）というケースが多いのである。言いかえると、個人によっていったん習得された規範的ルールは、その拘束力を意識させないまま個人の行為を拘束することができるのである。

規範的ルールに関して、さらに付言すれば、流行は規範的ルールの中には含まれない。ヴィノグラドフは、個人の行為を規律する規範的ルール（ヴィノグラドフの表現では「行為規範」rules of conduct）として、法、慣行、慣例的標準、道徳律の他に流行を挙げている。ヴィノグラドフによると、流行はもっとも拘束力が弱い規範的ルールである（Vinogradoff 1959=1972：21-22）。しかし、流行を規範的ルールとみなすことはそもそもできないだろう。人々が流行に従った振る舞いをするところがあるのは事実である。しかし、それは、流行が規範的ルールとして人々を拘束するからではない。人々による流行への追従は、個人的な嗜好か模倣、あるいは自己差異化への欲望による。例えば、ある個人が流行の帽子をかぶるのは、その帽子が気に入ったからか、その帽子をかぶった人を模倣したいからか、あるいはまだその帽子をかぶっていない人々から自分を差異化したいからである。流行は、規範的ルールではない。流行の帽子をかぶることは、校則に従って学校内で学生帽をかぶることとは違うのである⁽⁴⁾。

②定義的ルール

盛山は、定義的ルールを「現象に〈意味〉を対応させる規則」と規定し、「婚姻届の提出をもって婚姻の成立とみなす」といった具体例を挙げている（盛山 1995：231）。婚姻届けの提出といった現象に〈婚姻〉といった〈意味〉を対応させるルールが定義的ルールだというわけである。ただ、本稿では既述のように〈意味〉の存在を認めないのでこの規定は受け入れられない。（例として挙げられている婚姻のルールは、定義的ルールとして認めるが。）また、本稿では、現象だけが定義の対象になるとは考えない。定義的ルールとは、ある特定の事態、出来事、現象、行為、事物、制度、役柄、身分などがどのようなものであるのかを定義するルールである。具体例としては、次のようなものが挙げられる。事態の定義：「〔婚姻の無効〕婚姻は、左の場合に限り、無効とする。一 人違その他の事由によって当事者間に婚姻をする意思がないとき。二 当事者が婚姻の届出をしないとき。・・・」（民法第七四二条）、出来事の定義：「ボール——ストライクゾーンを通過しなかった投球、または地面に触れた投球で、いずれも打者が打たなかったものである」（公認野球規則二の〇四）、行為の定義：「風俗営業とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。一 キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる営業・・・」（風営法第二条）、事物の定義：「ばい煙とは、次の各号に掲げる物質をいう。一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物・・・」（大気汚染防止法第二条）、制度の定義：「職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう」（国家公務員法第一〇八条の二）、役柄の定義：「コーチ——コーチはチームのユニフォームを着用した一員であってベースコーチを務めるだけでなく、監督の指示する任務を果たすために、監督によって選ばれた人である」（公認野球規則二の一九）。

なお、定義的ルールはある特定の事態、出来事、現象、行為、事物、制度、役柄、身分などを定義するわけだが、定義されたこれらをめぐって何らかの規範的ルールが存在する 경우가多い。例えば、風営法第二条で定義された「風俗営業」をめぐっては「風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない」（風営法第三条）という規範的ルールが存在し、公認野球規則二の一九で定義された「コーチ」をめぐっては「ベースコーチは、常にコーチボックス内にとどまらなければならない」（公認野球規則四の〇五）という規範的ルールが存在している。

また、次に述べるように、定義的ルールが手続き的ルールの内部に含まれている場合もある。

③手続き的ルール

盛山によると、手続き的ルールとは、「〈婚姻〉とか〈卒業〉とか〈教授会の議〉とか〈国務大臣〉とかの制度的な〈意味〉が、いかなる現実の諸行為の経過によって現実化するかを定めている」（盛山 1995：231）ルールである。そして、この手続き的ルールは、その内部に定義的ルールを含んでいる、あるいは、手続き的ルールには定義的ルールの側面が存在する（盛山 1995：232）。具体例を挙げれば、「婚姻届けを提出することによって、婚姻は成立する」というルールは、〈婚姻〉という〈意味〉がどのような行為の遂行によって現実化するのかを定めた手続き的ルールであり、それは、その内部に「婚姻とは、婚姻届けの提出によって成立する事態である」という定義的ルールを含んでいる。

本稿では、手続き的ルールを次のように規定したい。手続き的ルールとは、ある特定の事態、出来事、現象を成立させたり、ある特定の行為を遂行するには、どのような手続きが取られなければならないのか、あるいはどのような行為（群）を遂行しなければならないのかを定めたルールである。そして、この手続き的ルールは、その内部にそれらの事態、出来事、現象、行為を定義する定義的ルールを含んでいる場合もある。（すべての手続き的ルールがその内部に定義的ルールを含んでいるわけではない。また、すべての定義的ルールが手続き的ルールの内部に含まれているわけでもない。）

以下に手続き的ルールの具体例を挙げよう。「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その親権の喪失を宣告することができる」（民法第八三四条）というルールは、親権の喪失という事態を成立させるにはどのような手続きが取られなければならないのかを定めた手続き的ルールである。「（嫡出でない子の）認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによってこれをする。認知は、遺言によっても、これを行うことができる」（民法第七八一条）というルールは、嫡出でない子を認知するという行為を遂行するには、どのような行為を遂行しなければならないかを定めた手続き的ルールである。「フェア飛球が、本塁からの距離が二五〇フィート以上あるフェンスを越えるか、スタンドに入った場合、打者がすべての塁を正規に触れば、本塁打が与えられる」（公認野球規則六の〇九）というルールは、本塁打を打つという行為を遂行するには、どのような行為を遂行しなければならないかを定めた手続き的ルールであり、また、その内部に本塁打を定義する定義的ルールを含んでいる。

なお、手続き的ルールは、いずれも「～～するには、～～しなければならない」という形式で記述することができる。例えば、上記の民法第八三四条は、「親権を喪失させるには、父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときに、家庭裁判所が、子の親族又は検察官

の請求によって、親権の喪失を宣告しなければならない」というふうに記述し直すことができる。そして、ここから、手続き的ルールは規範的ルールの一つの下位類型であるという見解が導き出されるかもしれない。しかし、「～～しなければならない」という形式を取るという理由で、手続き的ルールを規範的ルールの下位類型とみなすことはできない。確かに、主体がどのような義務を有しているのかを規定する規範的ルールは、「～～しなければならない」という形式を取る。ただ、こうした規範的ルールと手続き的ルールとの間には、明らかな違いが認められる。まず、主体の義務を定める規範的ルールの場合には、主体の意向にかかわらず「～～しなければならない」と規定するのが通例である。例えば、「嫡出でない子の出生の届出は、母がこれをしなければならない」というルールは、母の届け出たいとか届け出たくないとかいう意向にかかわらず、母が届出をしなければならないと規定している。「車両等の運転者は、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない」（道路交通法第七〇条）というルールは、運転者の意向に関わらず無条件で運転者は安全運転をしなければならないと規定している。これに対して、手続き的ルールは、主体の意向にかかわらず「～～しなければならない」と定めたルールではない。手続き的ルールは、主体が「～～したい」という意向を持った時に、それを実現するにはどのような行為を遂行しなければならないかを定めたルールである。「（嫡出でない子の）認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによってこれをする。認知は、遺言によっても、これを行うことができる」というルールは、嫡出でない子の認知をしたいという意向を持った人が、認知をするにはどのような行為をしなければならないかを定めたルールであり、嫡出でない子の認知を無条件に義務づけるルールではない。規範的ルールと手続き的ルールとは、行為者との関わり方が異なるのである。

以上が、ルールの三つのタイプの説明である。ここで、ルールの拘束力をめぐって、念のためにもう一度指摘しておけば、拘束力を持っているのは規範的ルールだけではない。規範的ルールが拘束力を持っていることは、誰しもが認めるだろう。一般的にルールの拘束力として念頭に浮かぶのは、規範的ルールの拘束力——例えば、「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」（道路交通法第六五条）といった規範的ルールの拘束力——である。しかし、定義的ルールも手続き的ルールも拘束力を持っている。野球の試合に参加するものは、公認野球規則の二に列挙してあるストライクやボールやボークの定義に従わざるを得ないし、企業がいくら抗弁しても工場で燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物はばい煙とみなされてしまう。また、不行跡な親の親権を喪失させるにあたっては、嫡出でない子を認知するにあたっては、民法で定められた手続きに従わなくてはならない。ルールとはルールとみなされることによって拘束力を持つようになった言述である。そして、そのルールの中には定義的ルールも手続き的ルールも含まれているのである。

4. 法とルール

法律、政令、省令、条例、条約などからなる法は、一般にルールの代表例であると考えられている。しかし、厳密に言えば、法イコールルールという図式は全面的に正しいわけではない。ここでは、これまでの議論をふまえた上で、法とはどのようなものかを簡単に指摘しておこう。

法学の入門書は、「法とは何か」という問いに対して、社会の秩序を保持するための行為規範の一つであると答えるのが通例である。「法が、社会的秩序および社会的交渉を確保する行

為規範の一つとしての地位を占めるものであることは明瞭である」(Vinogradoff 1959=1972: 18)とされている。しかし、先に引用したいくつかの法律の条文からもわかるように、法には、行為規範以外のものが含まれている。法には、行為規範=規範的ルールとは区別される定義的ルールや手続き的ルールも含まれているのである。

さらに言えば、法にはルールではない言述も含まれている。法律を例にとってみると、例えば、日本国憲法には、ルールではないいわゆる宣言的な部分が含まれている。

また、法律の中には制度体のデザインにあたる部分も存在している。例えば、「国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する」(憲法第四二条)という条文は、ルールというよりは、国会という制度体のデザインにあたるものだろう。中央省庁の設置法、特殊法人の設立根拠法などは、その条文の大部分が制度体のデザインに相当するものである。そして、場合によっては、条文がルールであるとともに制度体のデザインとなっていることもある。例えば、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」(憲法第八一条)という条文は、最高裁判所に、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しているかどうかを判断する権能を付与する規範的ルールであるとともに、最高裁判所の機能を規定するデザインの一部でもある。

法は通常規範的ルールであるとみなされている。しかし、一つの法を構成する言述のすべてが常に規範的ルールであるとは限らない。法を構成する言述の中には定義的ルールや手続き的ルールに該当するものも含まれている。また、そもそもルールではない言述——例えば、宣言や制度体のデザイン——も含まれている。法イコール規範的ルールあるいは法イコールルールという図式には留保をつける必要があるのである。

5. 制度体のデザインとルール

「制度体の理論」(本誌第20号)ですでに述べたが、ここでもう一度、制度体のデザインがルールではないことを確認しておきたい。制度体は、その設定された目標とそれを達成するための役割配置を持っている。設定目標とはある特定の機能の達成であり、役割とはある特定の行為群を担う単位のことである。この設定目標と役割配置を合わせたものが制度体のデザインである。このデザインは、ルールではない。もちろん、制度体のある役割に充当された個人が、その役割に割り振られた行為群を遂行していくにあたって、その個人を規制するルール(主に規範的ルール)は存在する。例えば、金融機関などでは、職員による職務の遂行を事細かに規制するルールが多数存在する。証券会社の営業マンは、電話注文を受けた後には郵送処理ではなく顧客を訪問して意思の疎通をはからなければならないといったルールに従っているのである。また、日本の中央省庁では、公用文を作成するにあたって従わなければならないルール(公用文における用語や漢字の使用法を規制するルール)さえ存在する。ただ、こうしたルールは、制度体のデザインではない。こうしたルールは、それぞれの役割に割り振られた行為群をどのように遂行すべきかを規制するが、制度体の設定目標を達成するための役割配置とは明確に区別されなければならない。

ところで、行政機関や特殊法人のような制度体の場合、そのデザインは一般的に法という形で存在する。例えば、財務省の場合、そのデザインは、財務省設置法という法律、財務省組織令という政令、財務省組織規則という省令という形で存在している。そして、ここから、財務

省という制度体のデザインはルールではないかという見解が出されるかもしれない。法律、政令、省令といった法なのだからルールだという論理である。しかし、前章で指摘したように、法はすべてルールなのではない。「財務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務支局を置く」（財務省設置法第十四条）といった条文や主計局給与共済課の給与調査官は「給与共済課の所掌事務のうち国家公務員等の給与に関する調査その他専門的事項を処理する」（財務省組織規則第十二条の2）といった条文は、規範的ルールでも、定義的ルールでも、手続き的ルールでもないだろう。財務省設置法の中には、財務省のデザインであるとともに、財務省に特定の権能を付与する規範的ルールとみなされる条文も一部存在する（例えば、第三条）。しかし、設置法、組織令、組織規則といった法、特殊法人の設立根拠法などは、基本的にルールではない。（これらの中には、各役割に割り振られた行為群をどのように遂行すべきかを規制するルールも含まれていない。）行政機関や特殊法人の場合でも、そのデザインはルールではないのである。

なお、上記の財務省組織規則第十二条の2は、主計局給与共済課の給与調査官に、国家公務員の給与に関する調査を行う義務を負わせる規範的ルールなのではないかと言う人がいるかもしれない。しかし、この条文は、あくまでも給与調査官という役割が担う行為を明らかにした文言にすぎない。給与調査官に充当された個人が国家公務員の給与に関する調査を行うのは、その調査を行わなければならないという規範的ルールがあるからではなく、給与調査官に充当されたからである。給与調査官に充当されるということは、国家公務員の給与に関する調査を行うことが職務になるということであって、その上にわざわざその調査を行わなければならないという規範的ルールは不要なのである。これは、中世フランス文学のポストに就職した大学教員が中世フランス文学に関する講義・演習を行う場合と同じである。彼女または彼が中世フランス文学の講義・演習を行うのは、それを行わなければならないという規範的ルールがあるからではなく、中世フランス文学のポストに充当されたからである。そのポストに充当されたということは、中世フランス文学の講義・演習を行うことが職務になったということであり、その上にわざわざ中世フランス文学の講義・演習を行わなければならないという規範的ルールは不要なのである。

では、最後に本節の内容を約言しよう。制度体のデザインは、ルールではない。制度体のデザインは、制度体の機能を経験的世界において現実化していく行為群を規制するルールとは区別される。あるいは、そのようなルールを内に含まない。また、制度体のデザインは、法として存在することもある。ただし、法であるからといってそのデザインがルールであるということにはならない。

6. 制度的相互行為のスクリプトとルール

制度体のデザインは、ルールではない。これに対して、制度的相互行為のスクリプトは、ルールとして存在している。「制度的相互行為の理論」（本誌第21号）で指摘したように、制度的相互行為のルールとされているものは、主にスクリプトとその制度的相互行為で遂行される行為を規制するルールからなる。そして、スクリプトとは、どのような役柄がどのような行為群をどのような順序でやりとりするのかをあらかじめ定めた規定であり、それは複数のルールから構成されている。

スクリプトを構成するルールには、ここでルールの類型として呈示した規範的ルール、定義的ルール、手続き的ルールのいずれもが含まれている。例えば、野球のスクリプトには、「投手は各回のはじめに登板するさい、あるいは他の投手を救援するさいには、捕手を相手に八球を超えない準備投球をすることは許される」（公認野球規則八の〇三）とか「一人ないし数人の審判員は、試合開始予定時刻の五分前に競技場内に入り、直ちに本塁に進み、両チームの監督に迎えらるる」（四の〇一）といった規範的ルール、あるいは「投手――打者に投球するように指定された野手をいう」（二の六〇）といった定義的ルールが含まれているし、沈黙交易のスクリプトには、交易を行いたいという意志を示すには物品を交易地に置いてその場を去り合図の狼煙を上げなければならないとか、物品の隣に置かれた金の量に不服があることを伝えたい場合には物品も金もそのままにしてその場を去らなければならないといった手続き的ルールが含まれている。

また、制度的相互行為のルールとされているものには、こうしたスクリプトの他にその制度的相互行為で遂行される行為を規制するルールも含まれているが、それは基本的にその行為のあり方を規制する規範的ルールである。例えば、野球における「投手は次のことを禁じられる。投手板をかこむ一八フィートの円い場所の中で、投球する手を口または唇につけること。ボールに異物をつけること。ボール、投球する手またはグラブに唾液をつけること。・・・」（公認野球規則八の〇二）といったルールや法廷での審理において被告人は検察官の起訴状朗読を立ったまま聞かなければならないといったルールがそうしたルールに該当する。

ところで、これも「制度的相互行為の理論」で述べたように、制度的相互行為の中には我々がゲーム的相互行為と呼んでいるものが存在する。ゲーム的相互行為とは、それにおいてしか存在しない行為がやりとりされる制度的相互行為である。そして、そのような行為は、ゲーム的相互行為のスクリプトが特定の事物、出来事、事態、身体的振る舞いに新たな意義を与えることによって生起するようになったものである。我々は、ゲーム的相互行為のこのようなスクリプトがサールの言う構成的ルールにほぼ相当することも指摘した。ここでは、この構成的ルールが我々の解釈からするとどのようなものであるのかをもう少し説明しておきたい。（そして、その説明は当然ゲーム的相互行為のスクリプトの説明ということにもなるだろう。）

構成的ルールとは、「たんに統制するだけではなく、新たな行動形態を創造（create）したり、定義したりする」（Searle 1969=1986：58）ルールのことである。この構成的ルールの具体例としてサールはフットボールやチェスのルールを挙げている。サールによれば、フットボールやチェスのルールは、例えばタッチダウンやチェックメイトを定義するルールを含んでおり、それらがタッチダウンという行為、チェックメイトという行為が生起する可能性を与える。そして、そのことによってフットボールやチェスの「ゲームを行なう可能性そのものを創造」（Searle 1969=1986：58）しているのである。サールのこのような説明から察するに、構成的ルールとは単一のルールではない。構成的ルールは複数のルールからなるルール群であり、その中にタッチダウンとかチェックメイトといった行為を新たに定義するルールが含まれているのである。我々の言葉で言えば、構成的ルールとは、特定の事物、出来事、事態、身体的振る舞いに新たな意義を与えることによってそれまでは存在しなかった行為を設定するような定義的ルールをその中に含むルール群のことである。言いかえると、構成的ルールとは、定義によって新たな行為を導入するような定義的ルールをその中に含むルール群のことである。そして、ゲーム的相互行為のスクリプトはこのようなルール群にほぼ相当するのである。

しかし、厳密に言えば、サールの言う構成的ルールはスクリプト以外のものを含んでいる。サールはフットボールやチェスのルールの例を挙げているが、それは我々の言うスクリプトに限定されるものではない。サールの言う構成的ルールはスクリプトに限定されないゲームの相互行為のルールの全体である。よって、それには行為のあり方を規制する規範的ルールも含まれることになる。

ゲーム的相互行為のスクリプトは、定義によって新たな行為を導入するような定義的ルールをその内を含むルール群のことであり、それは構成的ルールにほぼ相当する。しかし、構成的ルールはゲーム的相互行為のスクリプトだけではなく、スクリプトとは区別されるルール——主に行為のあり方を規制する規範的ルール——をも含んでいる。よって、ゲーム的相互行為のスクリプトとサールの言う構成的ルールは完全に重なり合うものではない。

7. ルールの機能

ルールは経験的世界の中で様々な機能を果たしている。また、制度体や制度的相互行為の場合と同じように、ルールが果たすべき機能もあらかじめ設定されている。ある特定の機能を果たすべく、ルールは作成されたり、生成したりするわけである。そして、ある特定の行為群を規制することによってある特定の社会的事態をもたらしたり、あるいは、ある特定の状況においてどのような行為が遂行されるべきかを指示したり、ある特定の社会的事態を生起させるための手続きを指示したりすることによって個人や制度体によるスムーズな行為の遂行を導いたりといった機能が、ルールの設定機能の代表として挙げられるだろう。

もちろん、ルールも設定機能にはない機能を実現してしまう、あるいは設定機能にはない機能を実現していると認知されることもある。制度体や制度的相互行為の場合と同じように、ルールの実現機能にも設定されていた機能と設定されていなかった機能があるわけである。

また、ルールの実現機能を、客観的な結果として認定される機能と評価的に認知された機能に分類することもできるだろう。ただし、ルールの実現機能の場合には、客観的な結果として認定される機能は少ないように思われる。二〇〇二年六月、日本では改正道路交通法が施行され、その後、飲酒運転による交通事故死亡件数は減少している。改正道路交通法施行後の六～十一月の飲酒運転による死亡事故は四三〇件であり、前年同期より一五六件少なく、減少率は約二七パーセントである。この約二七パーセントの減少は、改正道路交通法が果たした客観的な結果としての機能としておそらくほとんどの人々によって認定されるであろう。しかし、一般的には、ルールにこのような客観的な結果として認定される機能が認められることは少ないように思われる。例えば、刑法の例を考えてみよう。現代日本において、刑法が、犯罪者を処罰することによって国民を保護し、社会の秩序を維持する機能を果たしていると考えられる人々はいらるだろう。しかし、誰もがそのように考えているわけではない。このような機能は、刑法の評価的に認知された機能である。では、刑法は、客観的な結果として認定される機能を果たしているだろうか。答はおそらく否であろう。刑法が果たしている客観的な結果として認定される機能を列挙することはむずかしい。それは、結局、経験的世界の中で生起している社会的事態、出来事、現象とルールの存在との関係がはっきりしないからである。

制度体はその行為の結果として経験的世界の中に何らかの社会的事態、出来事、現象を生起させる。そして、それらの結果が制度体の行為の結果として生起したことははっきりしている。

これに対して、ルールが存在も経験的世界の中に何らかの社会的事態、出来事、現象を生起させていると考えられているが、それらとルールが存在との関係はそんなにはっきりしているわけではない。このような理由により、ルールに客観的な結果として認定される機能が認められることは少ないのである。

8. ルールの生成

ルールは、これまで主に次の二通りの生成過程を持つと考えられてきた。一つは、ルールが意図的に設計され制定されるという過程であり、もう一つは、ルールが自生的に生成してくるという過程である。言いかえると、ルールには、意図的に設計され制定されたルールと自生的に生成してきたルールの二つがあると考えられてきたわけである。そして、このような考え方は広く受け入れられている。

ただ、ルールを研究対象とする論者の中には、このような考え方に従わない人々も存在する。例えば、経済学の比較制度分析では、ルールは意図的に設計されたものではないとされている。比較制度分析にとって、「制度」とはその経済社会で広く認められている一定のルール（きまり）と定義できる」（青木・奥野 1996：24）ものである。そして、その制度＝ルールは、「人間が複雑な環境に対処するために必然的に生まれた仕組み」であり、「何者かによって意図的に設計されたものではなく、環境や社会の変化に応じて新しい仕組みが発見され、より望ましい仕組みが残ってきたという、「適応的進化（adaptive evolution）」のプロセスによって生まれてきたと考えるべき」（青木・奥野 1996：10-11）ものである。比較制度分析は、ルールは自生的な生成過程しか持たないと考える。正確に言えば、比較制度分析は、意図的に設計され制定されたものをルールとみなしていないのである。

比較制度分析は、その分析目的に応じて対象とするルールを限定している。そのことは批判されるべきことではない。ただ、制度の一般理論を企図している我々は、そのような限定は行わない。我々は、意図的に設計され制定されたものも自生的に生成してきたものともにルールとみなしている。我々もルールは二通りの生成過程を持つという考え方を受け入れているわけである。

なお、実際に観察されるルールの生成過程は、意図的に設計され制定されるというケースの方が多であろう。ちなみに、森村進は、ハイエクに論及した文章の中で法の生成過程に関して次のように書いている。「世界の法の歴史を見れば、自生的秩序が法になったといえるのは、コモン・ロー以外には、共和制期のローマや中世ヨーロッパの一部の法や国際的な商慣習法（これは国家による強制に基づかず市場で生じたので、ハイエクの想定する自生的秩序である法の例として最適だ）くらいで、それ以外の文明社会の多くの法秩序は意図的な立法によるものだった。近代の自由主義的法秩序もその例にもれない。ハイエクは本来の立法は既存の慣習を成文化したものにすぎないと主張するが、それは通例と例外とを取り違えている。」（森村 2001：181）我々は、ルール全般についても同じことが言えると考えている。例えば、我々の日常生活に関わってくるルールのほとんどは、意図的に設計され制定されたものである。交通ルールもごみ出しのルールも校則もいずれも意図的に設計され制定されたものであり、自生的に生成してきたものではない。

さて、それでは本題に入ろう。ルールは主に二通りの生成過程を持つわけであるが、その二

通りの生成過程とはそれぞれどのようなものだろうか。ここではまずルールが意図的に設計され制定されるという過程がどのようなものであるのかを説明し、ついでルールが自生的に生成してくる過程とはどのようなものであるのかを説明したい。

ルールが意図的に設計され制定されるという過程は、ある特定の手続きを経た言述がルールであるという理解が広まっていることを前提としている。このような理解が広まっていなければ、ルールを意図的に設計し制定するということはできない。そして、このような理解における「ある特定の手続き」とは、基本的には次の二つの内のどちらかである。一つは、ある特定の審議（という制度的相互行為）を通して、ルールとして認めるという承認を得ること。もう一つは、ある特定の主体（例えば、統治主体）によって設計され発せられるということ。こうした手続きを経た言述がルールであるという理解が広まっていることを前提として、ルールは意図的に設計され制定されるわけである。そして、ルールとみなされるための手続きが基本的に二つ存在するわけであるから、当然、ルールが実際に制定されてくる過程も二つ存在する。一つは、ある特定の主体がルールとなるべき言述を設計しそれがある特定の審議を通してルールとして承認されることによって新しいルールが誕生してくるという過程であり、もう一つは、ある特定の主体がルールとなるべき言述を設計しそれをルールとして発することによって新しいルールが誕生してくるという過程である。

なお、「ある特定の審議を通してルールとしての承認を得る」という手続きを経た言述がルールであるという理解が広まっているということは、結局、「ある言述をルールとして制定するには、定められた審議においてルールとしての承認を得なければならない」という手続き的ルールが存在するということであり、そのような手続き的ルールは、H. L. A. ハートの言う第二次的ルールとしての承認のルール（Hart 1961=1976: 104-105）にほぼ該当するであろう。これに対して、「ある特定の主体によって設計され発せられる」という手続きを経た言述がルールであるという理解が広まっているということは、必ずしも「ある言述をルールとして制定するには、その言述をある特定の主体がルールとして発しなければならない」という手続き的ルールが存在するというのではない。絶対王政期のイギリスにおいて、エリザベス1世は統一法というルール群を制定した。エリザベス1世が統一法というルール群を制定することができたのは、絶対王政期のイギリスにおいて王がルールとして発した言述はルールであるという理解が広がっていたからである。しかし、エリザベス1世が統一法を発した時点において、「ある言述を法として制定するには、その言述を王が法として発しなければならない」といった手続き的ルールは存在していなかったはずである。そのような手続き的ルールは存在していなかったが、上記のような理解は広がっていたのである。

また、ある特定の主体がルールとなるべき言述を設計しそれをルールとして発することによって新しいルールが誕生してくるという過程は、その主体が何らかの命令を下しその命令に人々が従うようになっていくという過程ではない。ルールも命令の言述もともに拘束力を持っている。しかし、2でも指摘したように、ルールの拘束力と命令の言述の拘束力は異なる性質のものである。ルールは命令ではない。ある特定の主体が上記のような理解を前提としてある言述をルールとして発するという過程は、その主体が命令を発するという過程として理解することはできない。

では、次に、ルールが自生的に生成してくる過程とはどのようなものかを説明しよう。ルールの自生的な生成とは、ルールを制定しようという意図によらずにルールが生まれることであ

る。ルール of 自生的な生成は、人々の行為の結果であるが、ルールを意図的に制定しようとする行為の結果ではない。そして、ルールの自生的な生成過程は、基本的には次のようなものである。

まず、再起的状況 S において、ある行為者が A という行為を遂行する。次に、何らかの理由——例えば、 S において A を遂行することは、自分にとっても他人にとっても利益になるといった理由——により S という状況においては、 A という行為が他の行為者によってくり返し遂行されるようになる。 S において A が反復されるようになるわけである。最後に、そのような事態を前にして、「 S という状況においては、 A という行為を遂行しなければならない」というルールが存在するのだと人々が思いこむようになる。そして、人々が思いこむようになったこの時点において、「 S という状況においては、 A という行為を遂行しなければならない」というルールが生成するのである。

なお、ある特定の再起的状況 S において同一の行為 A がいくらくり返されても、人々が「 S という状況においては、 A という行為を遂行しなければならない」というルールが存在するのだと思えば、そのようなルールは生成しない。また、以上のような過程を経て生成するのは、大体において規範的ルールである。定義的ルールや手続き的ルールが以上のような過程を経て生成することは基本的にはない。

ところで、規範的ルールを研究対象とする論者の中には、「リーズナブルな他者の期待が存在するとき、私にはそれに従うべきだという規範的拘束が生じる」と考える人々がいる。彼らは、「他者の期待が代理表象されているものが規範だ」と考えている（盛山 2001：54-55）。そして、彼らにとっては、「再起的状況 S においては、行為 A を遂行してほしい」という他者の期待を認知して、人々が、 S において A をくり返し遂行するようになっていく過程が、規範的ルールの自生的な生成過程ということになる。しかし、我々は、そのような過程を規範的ルールの生成過程とはみなさない。もちろん、他者の期待に応じて、人々がある特定の行為を遂行したりしなかったりすることは実際にあるだろう。他者の期待は、一定の拘束力を持っている。しかし、盛山和夫も指摘しているように、規範的ルールは他者の期待からは区別されるものである（盛山 1995：124）。我々は、他者からの期待を認知して、人々がある特定の再起的状況においてある特定の行為をくり返し遂行するようになっていくといった過程が実際に存在することは認めるが、そのような過程を規範的ルールの自生的な生成過程とは考えていない。

さて、以上でルールの二つの生成過程——ルールが意図的に設計され制定される過程とルールが自生的に生成してくる過程——を説明した。最後につけ加えておけば、この二つの生成過程は、ともに「世界には人々が無条件で従うべきルールというものが存在している」という間主観的な了解が定着していることを前提としている。このような了解が定着していなければ、いかなるルールも生成することはないだろう。そして、このような了解がどのようにして人間世界に生まれたのか、言いかえると、ルールというものがまったく存在しない状態からどのようにして最初のルールが生まれたのかということは不明である。河本英夫も指摘するように、ルールは人間の発明の中でも最大の発明の一つである（河本 2002：10）。ただ、その初源の生成過程がどのようなものであったのかは、誰にもわからないだろう。

〔註〕

- (1) このことについては、「制度体の理論」(本誌第20号)で説明した。
- (2) なお、本稿には「多元的制度論の試み(3)」という副題をつけた。「制度体の理論」(本誌第20号)と「制度的相互行為の理論」(本誌第21号)には副題をつけなかったが、前者が「多元的制度論の試み(1)」、後者が「多元的制度論の試み(2)」に該当する。
- (3) 盛山によると、「制度は理念的な実在であって、基本的には意味および意味づけの体系である」(盛山1995:221)。また、「制度は集団として行為として存在するのではなく、観念として存在する」(盛山1995:229)。そして、「制度とは概念的の世界にしか存在しない」(盛山1995:235)。このように、盛山制度論においては、「意味」と「観念」と「概念」は同義である。
- (4) ただし、流行から規範的ルールが生み出されてくることはある。例えば、ある行為を遂行することが一定期間流行した後に、その行為を遂行しなければならないという規範的ルールが生み出されるといったことが現実には起こり得る。そして、そのようなケースは、8で説明するルールの自生的な生成過程の一つの例とみなすことができるだろう。

〔文献〕

- 青木昌彦・奥野正寛 1996『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会
- Hart, H. L. A. 1961 *The Concept of Law*, Oxford University Press. = 1976 矢崎光圀監訳 『法の概念』みすず書房
- 橋爪大三郎 1985『言語ゲームと社会理論』勁草書房
- 橋爪大三郎 1986『仏教の言説戦略』勁草書房
- 廣松 渉・野家啓一 1982「記号存在論の基礎場面」『現代思想』9月号:136-161
- 河本英夫 2002『システムの思想』東京書籍
- 木下芳子 1990「社会的認知」無藤隆・高橋恵子・田島信元編『発達心理学入門Ⅰ 乳児・幼児・児童』東京大学出版会
- 丸山圭三郎 1981『ソシュールの思想』岩波書店
- 森村 進 2001『自由はどこまで可能か=リバタリアニズム入門』講談社
- 大森荘蔵 1976『物と心』東京大学出版会
- 佐藤節子 1990「法の拘束力——現実主義の視座に立って」坂本百大・長尾龍一編『正義と無秩序』国際書院
- Searle, J. R. 1969 *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*, Cambridge University Press. = 1986 坂本百大・土屋俊訳『言語行為——言語哲学への試論』勁草書房
- 盛山和夫 1995『制度論の構図』創文社
- 盛山和夫 2001「規範はいかに語られうるか——自明世界の亀裂と学知」『アステイオン』56:43-64
- Smetana, J. G. 1993 “Understanding of Social Rules”, in M. Bennett ed. *The Child as Psychologist*, Harvester Wheatsheaf. = 1995 首藤敏元訳「社会的ルールの理解」M. ベネット編『子どもは心理学者』福村出版
- Vinogradoff, P. 1959 *Common Sense in Law*, The Clarendon Press. = 1972 末延三次・伊藤正己訳『法における常識』岩波書店